

## 国有林における森林ボランティア活動希望者の募集

仙台森林管理署では管轄する国有林野内で森林保全・普及に係るボランティア活動を希望される方を受け入れ、フォレストボランティアとして登録をしております。

活動を希望される方は、別紙の「森林ボランティア活動登録申請書」を当署へご郵送ください。（団体として活動を希望する場合は、会員等の申請書をまとめて一括申請できます。）

ご不明な点等がありましたら、担当までお問い合わせください。

### 記

#### 1 森林ボランティアの活動内容

##### (1) 森林パトロール

動植物の保護(高山植物盗掘防止等)及び山火事防止等のための林野巡視、山地崩壊等の災害・危険の通報、松くい虫被害木やナラ枯れ被害木の通報

##### (2) 森林環境美化活動

森林汚染防止のためゴミの回収及び不法投棄物の通報

##### (3) 森林案内・指導等

仙台森林管理署が主催等する森林教室、自然観察、体験林業等における現地案内や指導等(※開催の実施がない場合もあります。)

##### (4) その他

国有林野の各種標識・看板類の設置・修理、歩道修理等業務への協力

#### 2 活動登録期間

令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年間)

#### 3 活動のエリア

仙台森林管理署管内の国有林(仙台市、名取市、亶理町、山元町、川崎町、蔵王町、白石市、七ヶ宿町、丸森町に所在する国有林野)

#### 4 活動者の登録要件

次の要件を満たし、仙台森林管理署長が適当と認める者を対象として登録します。

(1) 森林ボランティア活動に積極的に参加する意欲を有し、当該署長に登録を申請する者。

(2) 森林ボランティア活動の実施に必要な経験又は見識を有し、ボランティア活動を継続的に行おうとする者。

(3) 健康かつ森林での活動に支障がなく、登録時点で71歳未満の者。

#### 5 認定者の通知及び研修の受講について

申請書に基づき森林ボランティア活動者(フォレストボランティア)として認定された方には、後日文書により通知いたします。

## 6 森林ボランティア活動に当たっての留意事項

- (1) この活動はボランティアであることから無報酬です。活動に使用する器具・器材は登録者で用意していただきます。  
また、活動中事故等で被災しても国の補償の対象とはなりませんので、安全には十分注意してください。
- (2) 活動の実施後は、その結果を活動記録表等により報告していただきます。
- (3) 当署において認定登録された方は、東北森林管理局フォレストボランティア名簿に登録し「ボランティア活動保険」に一括して加入することになりますが、活動中の事故等の被災に対して全てを補償するものではありません。  
また、別途、「ボランティア活動保険」に加入している等の理由により、当方の保険加入が不要な方は、加入対象外としますのでお申出ください。
- (4) 上記1～6のほか仙台森林管理署管内の国有林野における森林保全ボランティア活動の取扱いについては、別添「仙台森林管理署森林ボランティア活動実施細則」の定めによるものとします。

## 7 「森林ボランティア活動登録申請書」の提出

- (1) 送付先  
〒981-0908  
仙台市青葉区東照宮一丁目 15-1  
仙台森林管理署  
森林ふれあい担当 あて
- (2) 提出期日  
令和6年2月9日（金）  
※活動登録期間開始日からの活動となるよう上記期日を設けますが、活動登録期間中の新規活動希望申請は随時受け付けます。

担当：仙台森林管理署 業務グループ  
主任森林整備官(森林育成・森林ふれあい)  
TEL 022-273-1111, 050-3160-5935

令和 年 月 日

仙台森林管理署長 殿

申請者  
住所 〒 \_\_\_\_\_

(ふりがな)  
氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 職業(勤務の方は勤務先) \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 自宅 \_\_\_\_\_ 携帯 \_\_\_\_\_

## 森林ボランティア活動登録申請書

仙台森林管理署管内において、森林ボランティア活動を行いたいのので、登録を申請します。

### 記

- 森林ボランティア活動内容  
(特に希望したい活動があれば番号を○で囲んで下さい。複数可。)  
(1) 森林パトロール (2) 森林環境美化活動 (3) 森林案内・指導等  
(4) その他(国有林野の各種標識・看板類の設置・修理、歩道修理等業務への協力)
- 森林ボランティアの活動範囲(希望する番号を○で囲んで下さい。複数可。)  
(1) 仙台市 (2) 名取市 (3) 亶理町 (4) 山元町 (5) 川崎町  
(6) 蔵王町 (7) 白石市 (8) セケ宿町 (9) 丸森町
- 活動に関する経歴、資格、免許など

\_\_\_\_\_

サークル等所属の場合はサークル名等

山行きは年 回

### 4 活動希望の動機

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

## 仙台森林管理署森林ボランティア活動実施細則

【平成26年3月14日付け25仙管第1017号】

平成26年4月1日施行

[最終改正] 令和4年1月18日 3仙管第783号

仙台森林管理署管内国有林野における森林保全ボランティア活動の取扱いについては、「森林保全等に係るボランティア活動の取扱いについて」（平成16年4月1日付け15東普第88号）及び「森林保全等に係るボランティア活動の取扱いについて」（平成16年4月1日付け15東指第89号）に定めのあるもののほか、この細則の定めるところによる。

1 仙台森林管理署が管轄する国有林野内での森林ボランティア活動の内容は、「森林保全等に係るボランティア活動実施要領」の2に基づく下記の内容とする。

(1) 森林パトロール

動植物保護（高山植物盗採防止等）及び山火事防止等のための林野巡視、山地崩壊等の災害・危険の通報、松くい虫被害木やナラ枯れ被害木の通報

(2) 森林環境美化活動

森林汚染防止のためのゴミの回収及び不法投棄物の通報

(3) 森林案内・指導等

仙台森林管理署が主催等する森林教室、自然観察、体験林業等における現地案内や指導等

(4) その他

国有林野の各種標識・看板類の設置・修理、歩道修理等業務への協力

2 森林ボランティア活動の際には、「森林ボランティア活動登録証」（別紙1）を携行し、貸与された腕章及び帽子を着用することとする。

なお、貸与の帽子については必要に応じて着用することとする。

3 森林ボランティア活動は、概ね年間6回以上は活動するものとし、活動の結果及び特記事項を「森林ボランティア活動記録表」（別紙2）に記載し、報告することとする。

森林ボランティア活動記録の報告は、4月～7月分、8月～11月分、12月～3月分をそれぞれ8月10日、12月10日、4月10日までにFAX等により業務グループ森林ふれあい担当へ報告することとする。

ただし、山火事、山地崩壊等の災害・危険、不法投棄物を発見した場合には、「仙台森林管理署森林ボランティア活動連絡系統図」（別紙3）の最寄りの森林事務所に電話等で連絡すること。

4 仙台森林管理署長は、森林ボランティア活動において、不適切な行為を行った場合、又は東北森林管理局フォレストボランティアとして認定・登録が不適切と判断した場合は、登録期間中であっても認定・登録を取り消すことができることとする。

不適切な行為とは、森林ボランティア活動中に、私的な行為によって国有林野に損害を与えたり、著しく東北森林管理局フォレストボランティアとしての信用等を損なうような行為（山菜の採取や魚釣り等）をいう。

東北森林管理局フォレストボランティアとして不適切と判断される場合とは、病気等により森林ボランティア活動を継続的に行うことができない場合をいう。

5 東北森林管理局フォレストボランティアは、国有林において、自主的に無償で森林ボランティア活動に参加し、森林保全活動をするとして認定・登録するものであり、次の要件を満たし、仙台森林管理署長が適当と認める者を対象とする。

(1) 森林ボランティア活動に積極的に参加する意欲を有し、当該署長に登録を申請する者。

(2) 森林ボランティア活動の実施に必要な経験又は見識を有し、ボランティア活動を継続的に行おうとする者。

① 必要な経験とは、自然環境の保全や森林整備を目的とした団体に属し、自然環境の保全や森林整備の作業経験や森林・林業に関する仕事の従事経験などをいう。

② 必要な見識とは、森林インストラクター、樹木医、林業技師などの森林・林業に係る資格を有していることをいう。

③ また、上記の①又は②と同等の経験又は知識を有していると判断できれば、森林ボランティア活動の実施に必要な経験又は見識を有すると認める。

(3) 健康かつ森林での活動に支障がなく、登録時点で71歳未満の者。

付則

この実施細則は、平成26年4月1日から施行することとする。

付則

この実施細則は、令和4年4月1日から施行することとする。

## 活動登録証

森林ボランティア活動登録証		No.
		令和 年 月 日
写 真	氏名	
	仙台森林管理署長	印
あなたは、仙台森林管理署管内の森林ボランティア活動を行う「東北森林管理局 フォレストボランティア」の登録者であることを証する。		
有効期間	令和 年 月 日	～ 令和 年 月 日

表

注 意 事 項		
1	本証は森林ボランティア活動中常に携行することとする。	
2	この登録証は、森林ボランティア活動を継続することが出来なくなった場合は、速やかに返却して下さい。	

裏

( 枚のうち )

令和 年 月 日

仙台森林管理署長 殿

森林ボランティア活動の記録表を下記のとおり提出します。

登録者 住 所

(ふりがな)

氏 名

電話番号

## 森林ボランティア活動記録表

〔 月分〕

年月日	活動場所	活動の内容及び特記事項
令和 年 月 日		
令和 年 月 日		
令和 年 月 日		
令和 年 月 日		